第4章 生活排水処理計画

第1節 基本方針

1 生活排水処理に係る理念・目標

生活排水処理は、快適さを実感できるトイレの水洗化など生活環境を向上させるだけでなく、水路や河川等の公共用水域の水質改善を図り、清らかで快適な水環境を創造するために、今日の社会において必要不可欠なものとなっている。

本市においても、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、市民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うことにより、公共用水域の水質の改善を図り、快適な生活環境と水環境を創出していくものとする。

|2. 生活排水処理施設の整備方針|

生活排水処理施設の整備方針については、コスト計算による検討結果等も踏まえて以下のとおりとする。また、整備方針に基づく生活排水処理計画図を図 4-1-1 に示す。

(1) 下水道整備計画区域の整備方針

淀川左岸流域下水道計画及び寝屋川北部流域下水道計画にあわせた流域関連公共下水道事業として、計画的かつ重点的に公共下水道の整備を推進し、汚水処理区域の拡大に努めるとともに、供用開始区域においては下水道への接続を促進する。

また、下水道整備計画区域のうち事業計画区域外の51世帯については、推進すべき施設整備方法を大阪府の「大阪府域版コスト計算モデル」を用いて、集合処理(下水道)と個別処理(浄化槽)の経済比較を行った結果、集合処理(下水道)が安価であったことから、下水道による整備を推進することとする。

(2) 下水道整備計画区域外の整備方針

下水道整備計画区域外の18世帯については、推進すべき施設整備方法を大阪府の「大阪府域版コスト計算モデル」を用いて集合処理(下水道)と個別処理(浄化槽)の経済比較を行った結果、個別処理(浄化槽)が安価であったことから、浄化槽による整備を推進することとする。

浄化槽の設置促進については、国の助成事業の活用も勘案し、本市にとって最もふさ わしい促進手法を検討することとする。

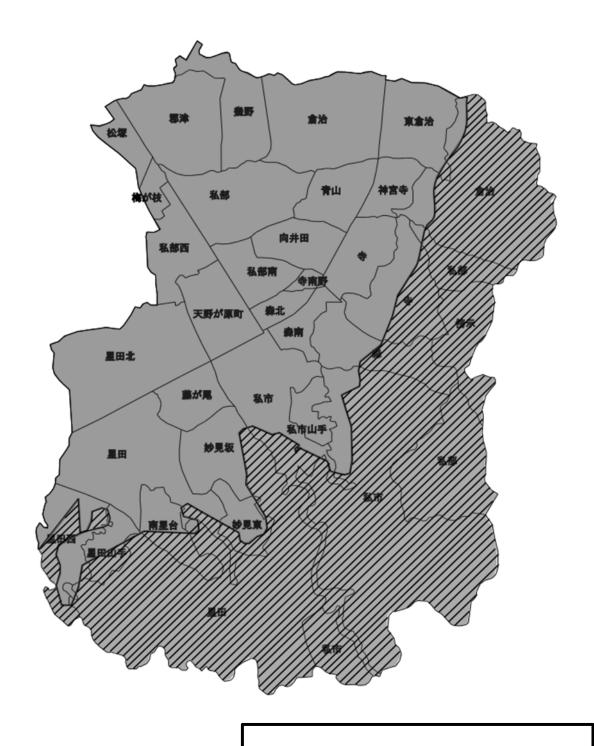


図: 浄化槽エリア(生活排水処理計画)

■:公共下水道エリア(生活排水処理計画)

図 4-1-1 生活排水処理計画図

(3) し尿処理施設の整備方針

現在、一部休止している乙辺浄化センターについては、適切な更新又は改修等を行うことにより、本市においてし尿・浄化槽汚泥の適正かつ安定的な処理を行うこととする。

(4) 生活排水処理施設の運営・維持管理方針

生活排水処理施設の運営・維持管理においては、今後の人口減少や厳しい財政事情を踏まえ、ライフサイクルコスト低減に向けた配慮や予防保全型施設管理の導入等による計画的・効率的な維持・補修及び改築・更新を行うことにより、生活排水処理施設の機能を維持していくこととする。

3. 生活排水の処理主体

生活排水処理の区分ごとの処理主体は、表 4-1-1 に示すとおりとする。

表 4-1-1 生活排水の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体		
公共下水道	生活雑排水、し尿	交野市		
浄化槽	生活雑排水、し尿	個人等		
みなし浄化槽	し尿	個人等		
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	交野市		

1. 処理の目標

本市では、生活排水処理施設として公共下水道及び浄化槽の整備を推進していくことによって生活排水適正処理率の向上を図り、目標年度である平成 39 年度において生活排水 適正処理率 98.9%とする。

なお、本市の将来人口については、「交野市人口ビジョン」(平成28年1月)における目指すべき将来展望人口及び開発計画による転入人口を基に予測した。

表 4-2-1 生活排水処理の目標

■生活排水適正処理率の目標値

	<u> </u>	1			1	_ N	<u> </u>								
	_	_	_	_					年 度	現	在	中	間年度	目標年度	
項	目						_	_		平成2	!8年度	平原	成34年度	平成39年度	
	生	活	排	水	適	正	処	理	率	96	.0%		97.6%	98.9%	

注) 生活排水適正処理率:水洗化·生活雜排水処理人口÷行政区域内人口×100

■人口の目標値 単位:人

	年 度	現 在	中間年度	目標年度
項目		平成28年度	平成34年度	平成39年度
行 政 区 域 内 人		77,913	76,971	75,683
計画処理区域内人		77,913	76,971	75,683
水 洗 化・生 活 雑 排 水 処 理 ノ	\ D	74,799	75,109	74,820

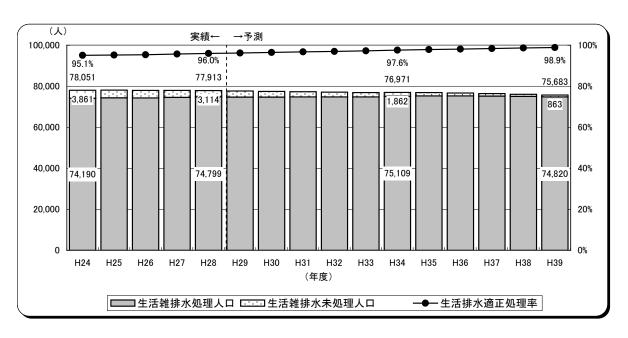


図 4-2-1 生活排水適正処理率及び生活雑排水処理人口の推移

2. 生活排水を処理する人口等

公共下水道及び浄化槽により生活排水を処理する人口を表 4-2-2 に示す。

下水道整備計画区域においては、公共下水道の整備を推進するとともに下水道への早期接続を促進し、平成39年度には下水道による処理人口(水洗化人口)を72,961人とする。

また、下水道整備計画区域外においては、浄化槽の整備を推進し、平成 39 年度には浄化槽による処理人口を 21 人とする。

表 4-2-2 生活排水を処理する人口

単位:人

年 度	現 在	中間年度	目標年度
項目	平成28年度	平成34年度	平成39年度
計画処理区域内人口	77,913	76,971	75,683
水洗化·生活雑排水処理人口	74,799	75,109	74,820
公共下水道人口	72,857	73,206	72,961
浄化槽人口	1,942	1,903	1,859
水洗化·生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)	2,238	1,310	560
非水洗化人口	876	552	303
し尿収集人口	876	552	303
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0
下水道整備計画区域内人口	77,877	76,944	75,662
水洗化·生活雑排水処理人口	74,790	75,092	74,799
公共下水道人口	72,857	73,206	72,961
浄化槽人口	1,933	1,886	1,838
水洗化·生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)	2,230	1,307	560
非水洗化人口	857	545	303
し尿収集人口	857	545	303
自家処理人口	0	0	0
下水道整備計画区域外人口	36	27	21
水洗化·生活雑排水処理人口	9	17	21
公共下水道人口	0	0	0
浄化槽人口	9	17	21
水洗化·生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)	8	3	0
非水洗化人口	19	7	0
し尿収集人口	19	7	0
自家処理人口	0	0	0

3. 施設及びその整備計画の概要

公共下水道及び浄化槽の整備計画の概要を表 4-2-3 に示す。

(1)公共下水道

平成28年度末において、下水道事業計画区域内で施設未整備の地域については整備を 推進し、事業計画区域外の地域については、事業計画区域の追加手続きなどを進めてい くこととする。

(2) 浄化槽

下水道整備計画区域外の浄化槽整備について、平成 28 年度末において、18 世帯のうち4世帯については、既に浄化槽を設置していることから、残る14世帯について、浄化槽設置整備事業(環境省)を活用し、10 年後の平成39 年度までに浄化槽を整備することを検討する。

表 4-2-3 施設及びその整備計画の概要

施設	計画処理区均	或	計画処理人口	整備時期	
	淀川左岸流域	1,333ha	78,210 人		
公共下水道	寝屋川北部流域	50ha	2,100 人	平成 30 年度~	
	合 計	1,383ha	80,310 人		
浄化槽	下水道整備計画区域外	1,172ha	27 人	平成 30~39 年度	

注)公共下水道の計画処理人口は、全体計画の処理人口 浄化槽の計画処理人口は、現状のみなし浄化槽人口及びし尿収集人口

1. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

市内で排出されるし尿・浄化槽汚泥を、安全かつ衛生的に収集・運搬できる体制を維持していくこととする。

(2) 収集・運搬の方法及び量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、基本的にし尿を委託業者が、浄化槽汚泥を許可業者がそれぞれ行うものとするが、工事現場等で臨時的に発生するものについては今後検討していく。

収集・運搬の量は、表 4-3-1 に示すように現在の $6,081 \text{ k}\theta/\text{年に対して、平成 }39$ 年度では $2,921 \text{ k}\theta/\text{年まで減少することが見込まれる}$ 。

	_	_			年 度	現 在	中間年度	目標年度
項目				<u> </u>		平成28年度	平成34年度	平成39年度
L				尿	(kl/年)	3,483	2,194	1,204
浄	化	槽	汚	泥	(kl/年)	2,598	2,115	1,717
合				計	(kl/年)	6,081	4,309	2,921

表 4-3-1 収集・運搬量の見込み

注) 浄化槽汚泥:浄化槽及びみなし浄化槽の汚泥

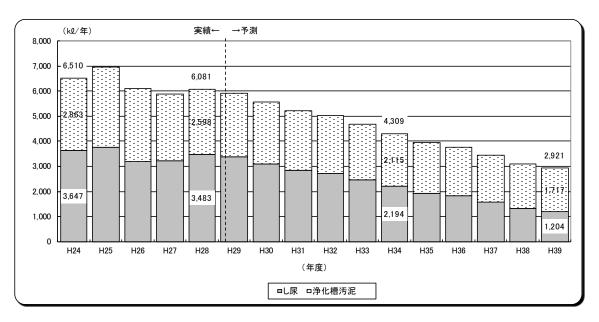


図 4-3-1 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬量の推移

2. 処理計画

(1)処理に関する目標

乙辺浄化センターの更新又は改修を行い、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を適正かつ安 定的に処理していくものとする。

(2) 処理の方法及び量

乙辺浄化センターの更新又は改修を行い、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を乙辺浄化センターにおいて処理していくものとする。

処理量 (日平均量) は、表 4-3-2 に示すように現在の $16.7 \, \mathrm{k}\ell$ /日に対して、平成 39 年度では $8.0 \, \mathrm{k}\ell$ /日まで減少することが見込まれる。

		年 度	現 在	中間年度	目標年度
項目	<u> </u>		平成28年度	平成34年度	平成39年度
L	尿	(kl/日)	9.6	6.0	3.3
净 化 槽 汚	泥	(kl/日)	7.1	5.8	4.7
合	計	(kl/日)	16.7	11.8	8.0
浄化槽汚泥の混入り	L率	(%)	42.7%	49.1%	58.8%

表 4-3-2 処理量(日平均量)の見込み

(3) 施設整備計画の概要

乙辺浄化センターについては、従来の公共用水域放流型の施設に比べて維持管理性、 経済性、環境負荷及び将来的な処理量に柔軟に対応できる等の観点から有利な「下水道 への希釈放流」を計画していく。

注) 浄化槽汚泥: 浄化槽及びみなし浄化槽の汚泥

|1. 住民に対する広報・啓発 |

生活排水対策の実践活動は、地域住民と行政が一体となって実施しなければ効果は期待できない。地域に応じた効果的な活動内容を検討し、各家庭においては、調理くずや廃食用油を流さないなど、発生源対策を実施する。

(1) 家庭でできる発生源対策

家庭の台所・風呂・洗濯などで生じる生活雑排水への対策を充分啓発し、環境にやさしいライフスタイルの推進を図る。

(2) 水路・河川の清掃等

住民一人ひとりの心がけで河川の汚濁が防げることを啓発するとともに、地域ぐるみで水路や河川を定期的に清掃してもらうよう呼び掛ける。

(3) 下水道への早期接続の啓発

下水道が整備された地区では、下水道事業の効果を十分発揮できるよう、早期の下水道接続の啓発指導を行っていく。

(4) 浄化槽の適正管理

浄化槽は、定期的に専門業者に点検・清掃してもらうなど適正な維持管理を行うとと もにトイレの清掃時にはぬるま湯を使用するなどして、酸性やアルカリ性の洗浄剤はな るべく使用しないよう呼びかける。

(5) 浄化槽の啓発

下水道整備計画区域外の地域においては、自らの排水が河川などへ与える影響を認識してもらい、浄化槽の設置や切り替えを呼びかけていく。

(6)環境教育の推進

生活排水対策や水質保全に対する啓発や住民の主体的な取組みを促進するため、情報の発信や環境教育に努める。

- ・ 生活排水対策の啓発講習会などの開催
- ・ 水生生物観察会などの実施
- ・ 水辺環境教室の実施
- ・ リーフレットの作成
- ・ インターネットや広報紙を通じて、環境教育情報を発信する。

2. 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、交野市総合計画、交野市環境基本計画、交野市都市計画マスタープラン及び公共下水道整備計画などの諸計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な対策を講じていくこととする。

また、大阪府生活排水処理実施計画及び大阪府生活排水処理計画整備指針等に準拠したものとする。